

# 茨城県浄化槽指導要綱

## 第1 目的

この要綱は、令和2年9月30日限り廃止した茨城県浄化槽指導要綱（平成22年3月15日茨城県告示第250号）に代わり制定するものである。中核市を除く県内の市町村（以下「市町村」という。）において、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）及び茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号。以下「条例」という。）並びにこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽取扱いに関し必要な事項を定めることにより、水質の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

## 第2 定義

この要綱における用語の意義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

### 1 浄化槽

次の各号に掲げるものをいう。

#### (1) 合併処理浄化槽

法第2条に規定する浄化槽であって、し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理するものをいう。

#### (2) 既設単独処理浄化槽

改正前の法第2条第1号の規定に基づき設置された浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

#### (3) 公共浄化槽

法第2条第1の2項に規定する浄化槽であって、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち「設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理する浄化槽」及び「地方公共団体以外の者が所有するものについて市町村が管理する浄化槽」であるものをいう。

### 2 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

### 3 技術管理者

環境省関係浄化槽法施行規則（平成12年厚生省令127号。以下「環境省令」という。）第8条で定める資格を有する技術管理者をいう。

### 4 指定検査機関

法第57条第1項の規定に基づき知事が指定した者をいう。

### 5 浄化槽保守点検業者

条例第2条第1項の規定により浄化槽保守点検業者として知事の登録を受けた者をいう。

### 第3 設置

#### 1 構造等

浄化槽（既設単独処理浄化槽を除く。第3において以下同じ。）を設置しようとする者は、次のいずれかに該当するものを設置すること。

- (1) 法第13条第1項又は第2項に基づく国土交通大臣の型式認定を受けたもの。
- (2) 基準法第68条の10第1項に基づく国土交通大臣の型式適合認定を受けたもの。
- (3) 基準法第68条の26第1項の国土交通大臣の構造方法等の認定を受けたもの。
- (4) 前3号に規定する浄化槽以外の浄化槽で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いたものの。

#### 2 設置の際の条件

浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽の設置に関し次の各号に掲げる基準を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽からの放流水の水質は、法施行規則第1条の2の規定に基づき、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）が1リットルにつき20mg以下であること及びBODの除去率が90%以上であること。
- (2) 浄化槽設置場所については、環境衛生上支障がなく、保守点検及び清掃が容易であつて、かつ、他の用途と兼用しないところとすること。この場合において、やむを得ず他の用途と兼用しようとするときは、保守点検及び清掃が容易にできるような措置を講ずること。
- (3) 浄化槽の放流水の処理方法については、原則として汲み取り方式による処理は行わないこと。
- (4) 既設単独処理浄化槽を使用している者は、公共用水域等の水質保全の観点から浄化槽の設置等に努めるものとする。

#### 3 放流先の条件

浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。この場合において、付近に適当な放流先がない場合には、「浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて」（昭和62年7月10日付け環境管理課長・建築指導課長通知）により処理するものとする。

#### 4 設置の届出等

- (1) 法第5条第1項の規定による届出は、浄化槽を設置しようとする場所を管轄する市町村の長にするものとする。
- (2) 基準法第6条第1項の規定による建築主事への確認の申請、同法第18条第2項の規定による建築主事への通知の際の浄化槽明細書の提出は、当該浄化槽を設置しようとする場所を管轄する市町村の長を経由して、当該市町村を管轄する県民生活環境部環境政策課長（以下「環境政策課長」という。）又は県民センター長にするものとする。
- (3) 基準法第6条第1項の規定により同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は茨城県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）の確認を受けたときは、指定確認検査機関を経由して、当該市町村を管轄する環境政策課長又は県民センター長に届け出るものとする。
- (4) 法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。以下、同じ。）の

規定による公共浄化槽の設置に係る茨城県知事との協議については、当該市町村を管轄する環境政策課長又は県民センター長に、特定行政庁との協議については、建築主事を置く市の場合は市特定行政庁に、それ以外の市町村の場合は当該市町村を管轄する土木部都市局建築指導課長又は県民センター長に、それぞれ申し出るものとする。ただし、同法第4項の権限の移譲を受けた市町村は当該市町村の市町村長と協議するものとする。なお、その同意を得たときは、当該同意の日において、法第5条第1項の規定による届出及び同条第4項ただし書に規定する通知があったものとみなす。

- (5) 前4号に掲げる手続（以下「法定手続」という。）その他必要な事項については、茨城県浄化槽設置等事務処理要領（平成9年4月1日制定。以下「要領」という。）の定めるところによるものとする。

## 5 工事

### (1) 浄化槽工事の実施

浄化槽の工事は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（平成12年厚生省・建設省令第4号）第1条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に従い、行うものとする。

### (2) 報告徴収

環境政策課長又は県民センター長は、浄化槽法の施行に必要な限度において、浄化槽工事業者から浄化槽工事についての報告を求めることができる。

## 第4 保守点検

### 1 使用開始直前の保守点検

環境省令第5条第1項の使用開始直前の保守点検は、浄化槽管理者又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者が行うものとする。

### 2 保守点検を実施する際の留意事項

浄化槽の保守点検を行う者は、環境省令第2条に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従うほか、次の各号に掲げる事項に留意して、当該保守点検を実施するものとする。

- (1) 法第11条の規定により実施した定期検査の結果を参考にして実施するとともに、必要に応じて浄化槽への流入汚水、放流水その他の水質及び汚泥の検査を行うこと。
- (2) 酸素の欠乏、浄化槽内へのてん落の防止等保守点検時の安全衛生に留意すること。
- (3) 保守点検終了後は、マンホール等のふた等を完全に密閉して安全を確認するとともに、十分周囲の後始末を行うこと。

### 3 保守点検の記録

環境省令の規定により保守点検を実施した者は、次の表に左欄に掲げる規定による保守点検ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる保守点検カードを参考に記録簿を作成し、その結果を記録するものとする。

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 環境省令第5条第1項 | 使用開始直前の保守点検カード（様式第1号）              |
| 環境省令第6条第1項 | 既設単独処理浄化槽保守点検カード（様式第2号）            |
| 環境省令第6条第1項 | 合併処理浄化槽保守点検カード（様式第3号）<br>（5～50人槽用） |

#### 4 報告徴収

環境政策課長又は県民センター長は、法の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者から浄化槽保守点検についての報告を求めることができる。

### 第5 清掃

#### 1 清掃の実施

浄化槽管理者は、浄化槽の清掃を法第10条第1項の規定により実施するほか、浄化槽の使用状態、法第11条の規定による定期検査の結果等により、必要と認めたときは、適宜実施するものとする。

#### 2 清掃を実施する際の留意事項

浄化槽の清掃を実施する者は、環境省令第3条に規定する浄化槽の清掃の技術上の基準に従うほか、次の各号に掲げる事項に留意して当該清掃を行うものとする。

- (1) 当該浄化槽の保守点検結果及び法第11条の規定により受検した定期検査の結果を参考にして実施すること。
- (2) 酸素欠乏、浄化槽内へのてん落の防止等清掃時の安全衛生に留意すること。
- (3) 清掃終了後は、マンホールのかぶた等を完全に密閉して安全を確認するとともに、環境衛生上支障がないように十分周囲の後始末を行うこと。

#### 3 清掃の記録

浄化槽の清掃を実施した者は、浄化槽清掃カード（様式第5号）を参考に記録簿を作成し、その結果を記録するものとする。

#### 4 報告徴収

環境政策課長又は県民センター長及び市町村長は、法の施行に必要な限度において、浄化槽清掃業者から浄化槽清掃についての報告を求めることができる。

### 第6 法定検査

#### 1 法定検査の実施方法

法第7条の規定による設置後等の水質検査及び法第11条の規定による定期検査（以下「法定検査」という。）は、次の各号に掲げる通知その他の関係通知に定めるところにより、実施するものとする。

- (1) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について（平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）
- (2) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について（平成7年6月20日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）
- (3) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について（平成7年6月20日付け衛浄第35号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）

- (4) 浄化槽法第11条に定める検査に係る業務の効率化について（平成14年6月11日  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知）

## 2 検査結果の通知

### (1) 行政庁への報告

指定検査機関は、法定検査の結果、検査結果が不適正と判定されたものにあつては、検査結果書の写しを、直ちに検査を実施した市町村の長及び環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。

### (2) 指定検査機関の行う助言、指導

指定検査機関は、法定検査の結果、改善の必要性を認めた場合には、速やかに所要の助言・指導を行うものとする。

### (3) 行政庁の行う措置

第1号の規定により検査結果書の送付を受けた環境政策課長又は県民センター長は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から必要と認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

### (4) 浄化槽管理者等による改善

#### ア 法定検査の結果に基づく改善措置

法定検査の結果、改善を要するものとして指定検査機関から助言・指導を受けたときは、浄化槽管理者は責任を持って所要の改善措置を講ずるものとする。

#### イ 改善に係る行政庁の指導

浄化槽管理者は、アに係る改善措置を講ずる場合には、改善の内容、方法について、所轄の環境政策課長又は県民センター長の指導により、これを行うものとする。

## 第7 関係者の責務

### 1 浄化槽管理者

#### (1) 適正な維持管理等の実施

浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定に基づく保守点検及び清掃を実施するとともに、法第7条及び第11条の規定により指定検査機関の行う検査を受検するものとし、浄化槽の放流水の水質が常に適正に保たれるよう、適正な維持管理等を行うものとする。

#### (2) 標準契約書の使用

法第10条第3項の規定により、浄化槽の保守点検を保守点検業者に、浄化槽の清掃を清掃業者に、それぞれ委託して行う場合は、その契約を原則として浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（様式第6号。以下「標準契約書」という。）により行うものとする。

#### (3) 法定手続の遵守

浄化槽管理者は、法定手続を行う場合には、遅滞なく、要領の定めるところに従い、行うものとする。この場合において、浄化槽管理者は、法定手続を浄化槽保守点検業者に委託することができる。

#### (4) 講習会等の受講

浄化槽管理者は、講習会等に出席して浄化槽に関する法令、構造、維持管理の方法等について、適正な知識を習得するよう努めるものとする。

## 2 浄化槽製造業者

### (1) 浄化槽関係業者等に対する指導・啓発

浄化槽製造業者は、その製造する浄化槽に係る工事、保守点検及び清掃が適正に行われるよう、浄化槽管理者、技術管理者、浄化槽工事業業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対して指導及び啓発を行うものとする。

### (2) 法定検査結果に基づく改善等の処置

浄化槽製造業者は、その製造した浄化槽が設置後の7条検査において不適正と判定された場合には、浄化槽工事業業者、浄化槽保守点検業者等関係する業者と協力し、浄化槽の機能回復の処置を講じなければならない。

## 3 浄化槽工事業業者

### (1) 法定手続の確認

浄化槽工事業業者は、当該浄化槽に係る法定手続がなされていることを事前に確認してから、浄化槽工事を行うものとする。

### (2) 維持管理等の指導

浄化槽工事業業者は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。この場合において、浄化槽管理者が、浄化槽の保守点検を保守点検業者に、清掃を清掃業者に、それぞれ委託して行う場合は、その契約を原則として標準契約書により行うよう勧奨するものとする。

### (3) 報告義務

浄化槽工事業業者は、環境政策課長又は県民センター長から浄化槽工事についての報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

## 4 浄化槽保守点検業者

### (1) 維持管理等の指導

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、法第10条第1項の規定による浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。

なお、浄化槽管理者から保守点検を受託する場合は、その契約を原則として標準契約書により行うものとする。

### (2) 法定手続の指導

浄化槽保守点検業者は、保守点検を委託された浄化槽が法定手続がとられていないものであると認めたときは、浄化槽管理者に対し、速やかに法定手続をとるよう指導するものとする。

### (3) 法定検査結果に基づく改善等の処置

浄化槽保守点検業者は、その維持管理を委託された浄化槽が7条及び11条検査において不適正と判定された場合は、浄化槽製造業者、浄化槽工事業業者、浄化槽清掃業者と協力し、浄化槽の機能回復の処置を講じなければならない。

### (4) 法定検査の推進への協力

浄化槽保守点検業者は、浄化槽の法定検査実施率の向上のため、指定検査機関に積極的に協力するものとする。

### (5) 報告義務

浄化槽保守点検業者は、環境政策課長又は県民センター長から浄化槽保守点検についての報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

## 5 浄化槽清掃業者

### (1) 維持管理等の指導

浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者に対し、法第10条第1項の規定による浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。

なお、浄化槽管理者から清掃を受託する場合は、その契約を原則として標準契約書により行うものとする。

### (2) 法定手続の指導

浄化槽清掃業者は、清掃を委託された浄化槽が法定手続がとられていないものであると認めたときは、浄化槽管理者に対し、速やかに法定手続をとるよう指導するものとする。

### (3) 報告義務

浄化槽清掃業者は、環境政策課長又は県民センター長及び市町村長から浄化槽清掃についての報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。

## 6 指定検査機関

指定検査機関は、法定検査の普及及び啓発に努めるとともに、常に県民に信頼される検査を実施するよう心掛けるものとする。

## 7 公益社団法人茨城県水質保全協会及び一般社団法人茨城県環境保全協会

(1) 公益社団法人茨城県水質保全協会及び一般社団法人茨城県環境保全協会（以下「協会」という。）は、その設立の趣旨にのっとり、公益法人として社会に寄与するよう事業を行い、公益法人としての責務を果たすように努めるものとする。

(2) 協会は、浄化槽の施工及び維持管理の適正な実施並びに法定検査の受検等浄化槽に関する正しい知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(3) 協会は、浄化槽の施工及び維持管理に関する研修等を定期的に実施するものとし、業者の資質の向上並びに浄化槽の適正な施工及び維持管理の確保に努めるものとする。

(4) 協会は、会員が製造、施工又は維持管理を行った浄化槽に関して苦情があった場合には、当該浄化槽の製造、施工又は維持管理を行った会員に対して、適切な対応をするよう指導するものとする。

(5) 協会は、浄化槽行政の推進に積極的に協力するものとする。

## 第8 その他

### 1 無届浄化槽の取扱い

法令の規定による届出がされていない浄化槽を確認した場合の取り扱いについては、要領の定めるところによるものとする。

### 2 改善命令等の通知

(1) 環境政策課長又は県民センター長は、法第12条第1項及び法附則第11条第2項の規定に基づく勧告を行ったとき、法第12条第2項の規定に基づく改善若しくは浄化槽の使用の停止を命じたとき、又は法附則第11条第3項の規定に基づく勧告に係る措置をとることを命じたときは、その旨を当該改善命令等に係る浄化槽の所在する場所を管

轄する市町村の長に通知するものとする。

- (2) 知事は、法第32条第1項の規定に基づく指示又は法附則第11条第1項の規定に基づく助言及び指導を行ったときは、その旨を当該指示に係る浄化槽の所在する場所を管轄する市町村長に通知するものとする。

### 3 事故発生時の取扱い

浄化槽の故障、破損その他の原因により汚水等が周辺の公共用水域等に流出したときは、浄化槽管理者は、直ちに当該浄化槽の所在する場所を管轄する環境政策課長又は県民センター長及び市町村の長に通報するとともに、周辺の環境の汚染を防止するための対策を講じ、かつ、当該浄化槽を速やかに復旧させるものとする。この場合において、通報を受けた環境政策課長又は県民センター長及び市町村の長は、浄化槽管理者に対して必要な指示を与えるものとする。

### 4 その他

この要綱の施行に関し必要な事項については、知事が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、当面の間、改正前の様式を利用できるものとする。



| 新                                                                         |                                | 旧 |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---|
| 第1～第8 (略)                                                                 | 第1～第8 (略)                      |   |
| 付 則<br>この要綱は、令和2年10月1日から施行する。                                             | 付 則<br>この要綱は、令和2年10月1日から施行する。  |   |
| 付 則<br>この要綱は、令和2年12月28日から施行する。                                            | 付 則<br>この要綱は、令和2年12月28日から施行する。 |   |
| 付 則<br>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。                                              | 付 則<br>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。   |   |
| 付 則<br><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u><br><u>ただし、当面の間、改正前の様式を利用できるものとする。</u> |                                |   |

新

様式第6号 (標準契約書)

浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書

収入  
印紙

浄化槽管理者 (以下「甲」という。)、浄化槽保守点検業者 (以下「乙」という。)、浄化槽清掃業者 (以下「丙」という。)) 及び指定検査機関 (以下「丁」という。)) は、浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽法 (昭和58年法律第43号。以下「法」という。)) 第11条第1項に定める検査 (以下「法定検査」という。)) に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の浄化槽の保守点検業務を乙に、清掃業務を丙に、法定検査を丁に委託し、乙、丙及び丁はこれを受託する。

|       |     |   |    |   |       |                                |  |
|-------|-----|---|----|---|-------|--------------------------------|--|
| 設置場所  | 番地  |   |    |   | 市・町・村 |                                |  |
| 建物名称  |     |   |    |   |       |                                |  |
| 処理方式  | 単方式 | 独 | 合  | 併 | 規模    | 人<br>( $\text{m}^3/\text{日}$ ) |  |
| メーカー名 |     |   | 型式 |   |       |                                |  |

第2条～第8条 (略)

旧

様式第6号 (標準契約書)

浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書

収入  
印紙

浄化槽管理者 (以下「甲」という。)、浄化槽保守点検業者 (以下「乙」という。)、浄化槽清掃業者 (以下「丙」という。)) 及び指定検査機関 (以下「丁」という。)) は、浄化槽の保守点検、清掃及び浄化槽法 (昭和58年法律第43号。以下「法」という。)) 第11条第1項に定める検査 (以下「法定検査」という。)) に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次の浄化槽の保守点検業務を乙に、清掃業務を丙に、法定検査を丁に委託し、乙、丙及び丁はこれを受託する。

|       |     |   |    |   |       |                                |  |
|-------|-----|---|----|---|-------|--------------------------------|--|
| 設置場所  | 番地  |   |    |   | 市・町・村 |                                |  |
| (新設)  |     |   |    |   |       |                                |  |
| 処理方式  | 単方式 | 独 | 合  | 併 | 規模    | 人<br>( $\text{m}^3/\text{日}$ ) |  |
| メーカー名 |     |   | 型式 |   |       |                                |  |

第2条～第8条 (略)

| 新                                                                |     |     |   | 旧                                                                |     |     |   |
|------------------------------------------------------------------|-----|-----|---|------------------------------------------------------------------|-----|-----|---|
| この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲及び乙又は丙が各1通を保有し、他の者は複製を保有する。 |     |     |   | この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、甲及び乙又は丙が各1通を保有し、他の者は複製を保有する。 |     |     |   |
| 年                                                                | 月   | 日   |   | 年                                                                | 月   | 日   |   |
| 甲 (浄化槽管理者)                                                       | 住 所 | 氏 名 | 印 | 甲 (浄化槽管理者)                                                       | 住 所 | 氏 名 | 印 |
| 電話番号                                                             |     |     |   | 電話番号                                                             |     |     |   |
| 乙 (浄化槽保守点検業者)                                                    | 住 所 | 氏 名 | 印 | 乙 (浄化槽保守点検業者)                                                    | 住 所 | 氏 名 | 印 |
| 電話番号                                                             |     |     |   | 電話番号                                                             |     |     |   |
| 登録番号                                                             | 茨・水 | 第   | 号 | 登録番号                                                             | 茨・水 | 第   | 号 |
| 丙 (浄化槽清掃業者)                                                      | 住 所 | 氏 名 | 印 | 丙 (浄化槽清掃業者)                                                      | 住 所 | 氏 名 | 印 |
| 電話番号                                                             |     |     |   | 電話番号                                                             |     |     |   |
| 許可番号                                                             | 市町村 | 第   | 号 | 許可番号                                                             | 市町村 | 第   | 号 |
| 丁 (指定検査機関)                                                       | 住 所 | 氏 名 | 印 | 丁 (指定検査機関)                                                       | 住 所 | 氏 名 | 印 |
| 電話番号                                                             |     |     |   | 電話番号                                                             |     |     |   |

新

旧

別表 1

委託業務実施要領

1 保守点検

- (1) この契約において保守点検とは、法第2条第3号に定める保守点検をいう。
- (2) 保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い、          月ごとに1回以上実施する。
- (3) 乙は、保守点検を実施したときは、保守点検の記録を甲に交付する。
- (4) 乙は、保守点検の結果により、清掃時期を繰り上げる必要があると認められた場合は、甲及び丙と清掃の時期を調整する。

2 清掃

- (1) この契約において清掃とは、法第2条第4号に定める清掃をいう。
- (2) 清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従い、年1回以上実施する。

(3) 丙は、清掃を実施したときは、清掃の記録を甲に交付する。

3 法定検査

- (1) この契約において法定検査とは、法第11条第1項に定める検査をいう。
- (2) 法定検査は、環境大臣が定める方法により、年1回実施する。
- (3) 丁は、法定検査を実施したときは、検査結果書及び検査済証を甲に交付する。

(削除)

4 乙、丙及び丁は、委託業務を処理するために収集、作成した個人情報を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供しない。

別表 2

委託料内訳明細書

|                |     |   |   |   |     |
|----------------|-----|---|---|---|-----|
| 保守点検料          | 円/回 | × | 回 | = | 円/年 |
| (消費税及び地方消費税含む) |     |   |   |   |     |

別表 1

委託業務実施要領

1 保守点検

- (1) この契約において保守点検とは、法第2条第3号に定める保守点検をいう。
- (2) 保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従い、委託期間中           月ごとに1回以上実施する。
- (3) 乙は、保守点検を実施したときは、保守点検の記録を甲に交付する。
- (4) 乙は、保守点検の結果により、丙と清掃の時期を調整する。

2 清掃

- (1) この契約において清掃とは、法第2条第4号に定める清掃をいう。
- (2) 清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従い、委託期間中に1回以上実施する。

(3) 丙は、清掃を実施したときは、清掃の記録を甲に交付する。

3 法定検査

- (1) この契約において法定検査とは、法第11条第1項に定める検査をいう。
- (2) 法定検査は、環境大臣が定める方法により、年1回実施する。
- (3) 丁は、法定検査を実施したときは、検査結果書及び検査済証を甲に交付する。

4 保守点検、清掃、及び法定検査の予定は、原則次のとおりとし、状況に並び変更することがある。

|      |   |   |   |   |    |   |   |   |      |   |   |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|------|---|---|
| 保守点検 | 月 | 月 | 月 | 月 | 清掃 | 月 | 月 | 月 | 法定検査 | 月 | 月 |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|------|---|---|

5 乙、丙及び丁は、委託業務を処理するために収集、作成した個人情報を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供しない。

別表 2

委託料内訳明細書

|                |     |   |   |   |     |
|----------------|-----|---|---|---|-----|
| 保守点検料          | 円/回 | × | 回 | = | 円/年 |
| (消費税及び地方消費税含む) |     |   |   |   |     |

| 新                               |                                                             |                             | 旧                               |                                              |                             |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|
| 清掃料<br>(全量引<br>抜)<br>(一部引<br>抜) | (消費税及び地方消費税含む)<br>実際の引抜量 ×<br>(消費税及び地方消費税含む)                | 円/回<br><br>円/m <sup>3</sup> | 清掃料<br>(全量引<br>抜)<br>(一部引<br>抜) | (消費税及び地方消費税含む)<br>実際の引抜量 ×<br>(消費税及び地方消費税含む) | 円/回<br><br>円/m <sup>3</sup> |
| 法定検査手数料                         | 茨城県報に告示された手数料の額とする<br>円/年 (非課税) ※法第 7 条第 1<br>項に規定する検査期間を除く |                             | 法定検査手数料                         | 円/年 (非課税) ※法第 7 条第 1<br>項に規定する検査期間を除く        |                             |
| 備考                              |                                                             |                             | 備考                              |                                              |                             |

ただし、甲乙丙丁協議のうえ保守点検料及び清掃料を改定することができるものとする。